## 報第10号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成19年10月30日に次のように控訴を提起したの で、報告するとともに、承認を求める。

平成19年11月16日提出

京都市長 桝 本 賴 兼

相手方	
事件の種類	損害賠償金の支払の請求 相手方は、住宅販売会社が相手方に売却した住宅に売却後間も ないころから傾きやひび割れが生じるとともに、当該住宅の隣接 地で本市が施行した排水路改良工事により傾きやひび割れの程度

## 2 (報第10号)

事件の内容

が拡大したとして、同社及び本市に対し、損害賠償金(総額336,600,630円)及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。 京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、 同社と連帯して、69,095,814円及び遅延損害金を支払うよう命じた。

そこで、本件判決のうち、相手方の本市に対する請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。

## 提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。